

土木委員会会議記録（第4号）

令和5年 3月10日

福島県議会

1 日時

令和5年 3月10日（金曜）

午前 11時 開議

午前 11時57分 散会

2 場所

土木委員会室

3 会議に付した事件

別添「議案付託表」（第1号に添付）のとおり

4 出席委員

委員長	宮川政夫	副委員長	水野透
委員	佐藤憲保	委員	神山悦子
委員	高橋秀樹	委員	高野光二
委員	鈴木智	委員	三瓶正栄
委員	山内長	委員	佐藤徹哉

5 議事の経過概要

（午前 11時 開議）

宮川政夫委員長

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより土木委員会を開く。

初めに、昨日の委員会において提出を求めた資料については、手元に配付しているので確認願う。

これより一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は発言願う。

三瓶正栄委員

令和3年2月及び4年3月の福島沖地震により、相馬港も甚大な被害を被ったこ

とから、現在早期復旧に取り組んでいると思う。相馬港は相双地域、県北地域、山形県南部地域において重要な役割を果たすことから、物流拠点の機能強化が重要な課題であると認識している。そこで、この強化について今後どのように取り組んでいくのか。

港湾課長

相馬港は2年連続で地震の被害を受けているため、現在、早期復旧に向けて復旧工事に取り組んでいる。一方で、令和3年4月に相馬福島道路が全線開通し、県北地域及び山形県米沢市を含めた山形県南部地域とのアクセスが向上し、相馬港の利用のポテンシャルが非常に高くなった。県としては、県北地域及び山形県南部地域の広域でのポートセールスに積極的に取り組み、取扱い貨物量の増加に努めるとともに、必要となる港湾機能の充実に取り組んでいきたい。

三瓶正栄委員

現在取扱い中の貨物量はどの程度あるのか。

港湾課長

相馬港の令和4年1～12月の取扱い量は約445万tである。地震の影響により、前年度と比較して減少した。

三瓶正栄委員

引き続き、機能強化に向けてしっかり取り組むよう願う。

次に、除雪オペレーターの確保についてである。建設業界人と意見開陳する機会があり、オペレーター確保が課題との話を聞いた。降雪量が非常に多かった昨年に比べ今年は少なかったが、オペレーター確保は積雪量にかかわらず重要な課題であると認識しているため、考えを聞く。

道路管理課長

除雪オペレーターの確保について、現在高齢化により新たな担い手となるオペレーターが少ない状況であるため、担い手確保に向けて、除雪を行う企業に対して除雪オペレーターの免許取得等の補助を行っている。また、除雪経験の浅い若いオペレーターに対し、技能講習会等を行っている。除雪は日常生活に欠かせない作業であるため、確保に向けてしっかりと努めていきたい。

三瓶正栄委員

県民の安全・安心を守るためにはしっかりとした体制で取り組むことが重要であ

る。また、高齢者からは足腰が痛み、排雪ができないとの話もあるため、除雪及び排雪にしっかり取り組んでほしい。

最後に、令和5年度のICT技術の活用促進について聞く。

技術管理課長

ICT技術の活用等について、建設業の業者が行うICT工事を支援するため、新年度はICT機器やソフトウェア等を購入する費用の一部を補助する事業を実施したいと考えている。また、引き続き人材育成講習会も実施していきたい。

山内長委員

部長説明の「防災・減災、国土強靱化」の中で、河川監視カメラの設置を推進していくとあるが、現在の設置状況を聞く。また、洪水浸水想定区域の公表拡大とあるが、詳細を聞く。

河川整備課長

河川監視カメラについては、今年度末までに222か所に設置する予定である。市町村の意見を聞きながら、引き続き必要な箇所に設置していく。

次に洪水浸水想定区域の公表拡大について、従来、洪水浸水想定区域図は水防法の規定により63河川において作成していたが、昨年度の水防法改正により県全域の440河川に拡大している。県民の安全・安心確保のため、早急に作成を進めていきたい。

山内長委員

河川監視カメラの設置状況と洪水浸水想定区域の公表拡大について、全体的な割合は分かるか。

河川整備課長

両者とも県全域で作業を進めている。

山内長委員

部長説明の「地方創生の推進」の中で、子育て世帯が行う空き家改修や移住者の住宅取得を支援するとあるが、詳細を説明願う。

建築指導課長

「住んでふくしま」空き家対策総合支援事業として、子育て世帯及び移住、定住者が行う空き家の修繕や清掃に対して補助するものである。

山内長委員

県全域に及ぶため大変だと思うが、よろしく願う。

次に、完全週休二日の実現に向けた取組を推進するとあるが、現状の週休二日は月2回程度であると捉えている。完全週休二日が可能なのか、県内の建設業の状況を聞く。

技術管理課長

今年度は月2回、土曜と日曜を休日として土日一斉に休む取組を行っている。新年度はそれに加え、年に2か月は完全に週休二日とするよう取り組んでいきたい。

山内長委員

県としてそのような考えで取り組むとの理解でよいか。また、働き方改革の促進とは具体的にどのようなことに取り組んでいるのか。

技術管理課長

完全週休二日に向けた取組は地方公共団体や建設業団体と共同で進めていきたいと考えている。また、働き方改革はICT技術の活用等により生産性の向上を図りながら進めていきたい。

山内長委員

昨年度、国道401号博士峠トンネルが貫通した。県は貫通してから2～3年で開通すると言っていたが、進捗状況を聞く。

道路整備課長

国道401号博士峠工区は全体延長約7.5kmで、そのうち博士トンネルは4.5kmの県管理では最長のトンネルである。本体工は令和3年7月に貫通しており、現在はトンネル内の消火設備や壁面のタイル張り等のトンネル設備工事を実施している。さらに、今年度は先頃契約となった道路改良工事を進めていく。

具体的な供用開始時期については、国の交付金事業を活用しているため内示の状況によるが、内示状況や今後の工事の進捗状況を踏まえ、完成の見通しが立った時点で伝えたい。

山内長委員

住民は心待ちにしているため、難しいと思うが今年度中の開通に向けて取り組むよう願う。

次に、会津美里町側のトンネルの下に土が山になっており、どこかに使うことになっていると思うが、いつ頃までに処理されるのか。また、工事車両が出入りした

ことにより道路が傷んでいるとの話があるため、修理状況を聞く。

さらに、開通後の除雪について、今までは奥の集落での除雪がうまくいっていないとの話があった。今後はしっかりと実施していくと思うが、現在の状況を聞く。

道路整備課長

1点目、仮置き土の今後の見込みについてである。会津美里町側と昭和村側の両方面から工事を進めており、各両工口側に約40万m³の掘削残土を仮置きしている。この仮置き土は他工事での活用を想定しており、今後は活用先との工程調整により順次搬出していく。

2点目、県道管理についてである。大型の工事車両が通行していることに加え、路面が非常に汚れている状況を踏まえ、舗装補修や散水車による清掃を適宜実施してきた。県道の安全な通行を確保するため、引き続き取り組んでいきたい。

3点目、博士峠工区の開通後の除雪についてである。現在、博士峠は冬期通行止めの区間であるが、開通後は通年通行になる予定である。積雪量が多い峠部であることを踏まえ、効率化を図りながら適切な除雪を行い、冬期の安全な通行を確保していきたい。

神山悦子委員

昨日、ふくしま低炭素社会づくり推進事業について質問し、現在の実績を聞いた。低炭素化に向けた取組や省エネルギーは必要だと思うが、現在の経済状態を踏まえると導入するには高額であるため、国の補助率を引き上げる必要があると思う。そうしなければ件数は増えないと思うが、どうか。

また、住宅セーフティーネットの進捗状況を聞く。

建築指導課長

既存住宅の省エネルギー住宅改修補助事業に対する質問と思うが、現在、国庫補助の活用をベースに補助制度の内容を検討している。補助の対象となる高効率住宅設備への改修については一定の能力を持ったものが対象となるため、今後どのような補助体制とするか検討していく。

住宅セーフティーネットの補助については、来年度の家賃低廉化に係る補助は135戸分を用意している。また、債務保証の低廉化に係る補助は45戸分、住宅改修に係る補助は7戸分を計上している。

神山悦子委員

住宅セーフティーネットは家賃補助であるため使い勝手がよい制度であるはずだが、家主との関係等もあり進めていくにはなかなか難しい点もあると思う。市町村との連携により家賃を4万円程度補助すれば住みやすくなり人口増加にもつながると思う。100件程度では進んでいるとは言えないと思うが、どのように分析し進めていくのか。

建築住宅課長

住宅セーフティーネットは、高齢者、障がい者及び低所得者等の住宅確保に配慮を要する人々の入居を受け入れるための制度として、平成29年度に法改正され、今年度で5年を迎えた。大家や宅建業者からの協力を求めるため、宅建業団体や支部に赴き、説明や協力を要請している。また、低額所得者に対する市町村の家賃補助が不可欠であることから、市町村に対し補助制度の創設を求めるため、今年度は合計3回会議を開催した。内容としては、制度の説明のほか、他県及び本県で既に取り組んでいるいわき市と郡山市の事例を紹介した。また、市町村の補助額の半分以上を県で補助しているため、引き続き制度の推進に取り組んでいきたい。

神山悦子委員

本県はどうか分からないが、全国的には大都市部で住宅が余っているとの話を聞いた。制度をさらに拡充し使い勝手のよいものにするにはどうしたらよいか検討願う。

次に、逢瀬川の流域治水を進めるに当たり、住民の意見をどのように反映させるかが課題であると思うが、今後どのように取り組んでいくのか。

土木企画課長

特定都市河川の指定に向け、昨年10月に逢瀬川流域水害対策検討会を立ち上げた。特定都市河川に指定されるメリットとして、民間で貯留施設を造る際に補助が出るという点がある。一方、デメリットとしては、田を駐車場にする際には許可が必要となる。今後、検討会で特定都市河川に指定するか否かを学識経験者や市町村と協議し、方向性が見えてきた段階で地域住民にホームページ等を通して周知するとともに、必要に応じて説明会等も開催する予定である。

神山悦子委員

逢瀬川の氾濫で甚大な被害を被ったことを考えると、国、県等行政側の意見のみを反映させるのではなく、住民の声も聞きながら協議を進めるよう願う。

次に、道路について、線が見えにくい等状態が悪い場所が多いため、維持管理に係る予算が不十分なのではないかと思うが、どうか。

道路管理課長

区画線を引くための予算は、道路維持補修事業費に含まれている。令和5年度は4年度を上回る予算を確保したが、なかなか追いつかない状況があるため、様々な工夫を行っていく。例えば区画線に関して、通常は厚みを持たせた溶着で引いている部分をペイントの使用により延長させる等、しっかりと安全を確保できるような対応をしていきたい。

神山悦子委員

進学期や新型コロナウイルス感染症が5類に引き下げられること等により、今後は今よりも移動が増えると思う。引き続き安全対策を行うことが事故防止につながると思うため、各土木事務所の予算を増やし、目に見える形で対応するよう要望する。

次に今年1月、土木部職員が収賄容疑で逮捕されたが、なぜこのようなことが起こったか分析しているか。

土木総務課長

逮捕されたのは土木部の職員ではなく農林水産部の職員であるが、土木部でも職員が建設会社等から物品を受領したなどの不祥事が発生しており、このような事案も踏まえて再発防止に努めている。これまで繰り返しコンプライアンスの徹底に取り組んできたものの、該当職員にコンプライアンスの意識が伝わり切らなかったことが大きな原因の一つであると認識している。

神山悦子委員

業者との癒着は起こしてはならないことである。毎年職員の配置が変わっていく中で、コンプライアンスを含め長年行ってきた当たり前と思われていることがしっかり引き継がれていないのではないのか。仕事量が多く大変だとは思いますが、職員研修を行っているとはいえ、どこかに気の緩みがあったのではないかと考えざるを得ない。単にコンプライアンスを徹底させればよいとは思わないため、しっかり分析し、研修等を再度見直す必要があると思うが、どうか。

土木部長

今般の不祥事案について、土木部としても再三にわたり職員へ注意喚起を行って

きたが、結果として職員一人一人には伝わっていなかった部分があると認識している。これまでも部内職員に対しコンプライアンスの徹底を指示していたが、毎年職員が変わるため、このような不断の取組を継続しながら職員一人一人に伝わるように進めていきたい。引き続きコンプライアンス研修や面接等を通し、自分事として捉えてしっかり再発防止に取り組んでいきたい。

神山悦子委員

市町村への派遣等公共事業に関わる部局は特に信頼と質が求められていると思うため、人事交流もある中で大変ではあると思うが、しっかり対応するよう願う。

高野光二委員

昨日、福島駅東口地区第一種市街地再開発事業について質疑したが、今日はさらに深く質問したい。福島駅前が福島市の顔であるため、都市計画に基づいた整備をしっかりと行ってほしい。県として約51億円の補助を行うとのことだが、全体的な計画については分からないため、資料を示してほしい。その上で質問し答弁を求めたいが、資料の提出は可能か。

宮川政夫委員長

ただいま高野委員から資料要求があったが、執行部では資料提出は可能か。

建築指導課長

可能である。

宮川政夫委員長

それでは、3月16日までに15部提出願う。

高野光二委員

これは都市計画の中の補助であるため必要なことであり、市の事業であるため、県が補助することも問題ないと思っている。この事業は総事業費492億のうち、国の補助が2分の1の122億円、県と市がそれぞれ4分の1ずつ補助を出すとのスキームで令和元年～5年までの予算の中で県は61億の追加見込みだが、この事業に補助を出す理由を聞く。いわゆる建設工事費の中の共同施設整備に特化して補助が可能となるとの解釈でよいか。

建築指導課長

全体補助の見込額244億円に対し、国と地方が2分の1ずつ補助するため、福島市は122億円、県はそのうち半分の61億円を補助する見込みである。令和元年以降、

毎年議決されてから補助しており、来年度で6年目である。

この事業は、福島駅東口地区市街地再開発組合が福島市の都市計画決定を受けて進めている事業である。従前の土地に存在していたホテル辰巳屋や中合福島店から県立医科大学福島駅前キャンパスの手前までの、木造の低未利用住宅や防火性がない建物が存在する場所であるため、都市再開発法に基づき、そのような建物の都市機能を更新することが目的である。今後、ホテル、オフィス、住宅、立体駐車場及び福島市が所有管理することになるホール等の建物が建設される予定である。県の施策である中心市街地の活性化のため、県としても補助を行っている。

高野光二委員

61億円の補助とのことだが、総事業費に対する補助か、共同施設整備に対する補助か。福島市のパセナカmisseも補助を受けているが、災害が起きた際に地域住民が屋上に避難しやすいよう通路や階段を拡充することとの条件があった。それを踏まえると、共同施設整備に対する補助なのか。

建築指導課長

共同施設整備に対する補助である。広場、廊下や階段等不特定多数が通行する部分の整備費に対し補助を行う。

高野光二委員

広場や共用施設に対する補助との理解でよいか。

建築指導課長

そのとおりである。

高野光二委員

現在、物価高騰により資材等が高額になっているが、それに伴い補助率も上がるのか。一定の割合しか補助できないのであれば、組合が負担しなければならない。また、テナントの募集に苦勞しているとの話も聞くため、費用は可能な限り抑えたいが、そのようなことも含めて聞く。

建築指導課長

補助率は変動しない。

高野光二委員

全体的な単価が上がれば補助額も上がるとの解釈でよいか。

建築指導課長

補助事業主体である福島市からは、資材高騰の影響を受け工事費の増額が見込まれ、事業計画の変更は避けられないことから、現在再開発組合と共に工事費縮減に向けた精査を行っていると聞いている。

高野光二委員

結果的に、費用が高くなる際は県や国に補助の増額を要望するのだと思う。必要に応じた財源をしっかりと手当てし、該当エリアをよいものにしてほしい。よろしく願う。

次に、ふくしまの未来を育む森と住まいのポイント事業について、昨日の説明を聞く限りでは、県産材の使用量に伴い補助を行う事業であると理解した。県産材を有効に使用することは、林業振興にもつながるため大賛成である。しかし、現在の住宅では、柱はプレカット、壁、床及び天井は合板を使用する場合もあり、無垢材を使用する機会は減少している。そのような状況下で、例えば無垢材で県産材を使用する場合は高額になり全体的な建築費も増額するため、その分を補助するとの意味と解釈したが、どうか。

建築指導課長

ふくしまの未来を育む森と住まいのポイント事業について、県産材の使用によって工事費が上がるのかとの質問かと思う。

ヒノキは杉の倍の価格であるが、杉は外材であるホワイトウッドと比較すると若干安価であるため、県産材の使用により工事費が高額になるとは一概には言えない。ただし、県産材は外材と比較して強度が弱く、供給量も少ないため、住宅を大量に建てる際には外材が優先的に使用されてきた。そのため、国内の林業が衰退し、県産材や国産材の供給量が減少するという負のスパイラルに陥っていた。そこで、地元の県産材に目を向け、地元の工務店の活用促進に努め、地産地消を進めてもらうためにこのような補助事業を行っている。

高野光二委員

県産材の積極的な使用はよいことだと思うが、なかなか使用できない現実があるため、県産材使用のためにしっかり指導し、補助等の政策的な働きかけを行うようよろしく願う。

土41～42ページの債務負担行為について、災害発生時や改良工事をした場合、私の地元である南相馬市を含め県内全体で大量の土砂が発生するはずであるが、対象

地区がいわき地区のみなのはなぜか。

技術管理課長

建設発生土適正処理推進費について、防災、減災を目的として実施している河道掘削等により土砂が大量に発生することから、県内16か所でストックヤードを整備している。

高野光二委員

16か所で同じように整備し、いわき市の2か所はたまたま債務負担行為で設定したとの解釈でよいか。

技術管理課長

この2か所は他の箇所と比較して大規模であることから、早期完成及び工期の短縮等を図るため債務負担行為を設定した。

宮川政夫委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

宮川政夫委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

本日は、以上で委員会を終わる。

3月13日は現地調査を行うので、委員は作業服、ヘルメット、長靴を着用の上、午前9時までに本庁舎東玄関に参集願う。

3月16日は総括審査会終了後に委員会を開く。

審査日程は、議案及び請願の採決である。

これをもって散会する。

(午前 11時57分 散会)